

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 2 7 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日時		令和 2 年 1 月 7 日 (火) 午後 2 時 3 0 分から午後 4 時 1 0 分まで				
開催場所		けやき会館 2 階 大研修室				
出席者	委員	1 0 人 (別紙のとおり)				
	その他	8 人 (学務課担当課長、同副主幹、津久井土木事務所担当課長、同主任 2 名、介護保険課長、同総括副主幹、同主事)				
	事務局	3 人 (情報公開課長、同担当課長、同主任)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 2 6 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外利用・提供について <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付型奨学金事業に伴う保有個人情報の目的外利用について (2) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について <ol style="list-style-type: none"> ア 支出事務(簡易水道事業会計)におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について イ 介護保険料賦課事務及び介護保険料収納事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について 3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告) 4 その他 				

主な内容は次のとおり

(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員の発言)

1 第126回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第126回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について、一部字句を修正のうえ承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外利用・提供について

- ・ 「給付型奨学金事業」に伴う保有個人情報の目的外利用について

実施機関である学務課から説明の後、質疑応答が行われた。

本来の対象者がどの程度いて、現状の運用でその何パーセントがこの制度を利用しているのか。

対象者が実際にどれだけいるのか確実な数字は把握していないが、見込んでいる数値としては400人程である。

現在の利用者は何人か。

一学年で大体300人から320人程である。

では、8割程度は現状でも利用できているということか。

逆に言うと、2割前後の方が申請すれば受給できるにもかかわらず、何もされていないという状況である。

今回は8割を10割にしたいという趣旨での諮問ということか。

10割を目標に事業を行っていきたいと考えている。

次に、別紙1の図で、図の中に諮問部分とあるが、この部分の情報の突合はどのように行うのか。

CSVデータを提供元から受領し、宛名番号をキーとして突合を行う。

該当者には郵送で通知を送るのか。その際アウトソーシングは行わないのか。

郵送で行うが、件数がそれほど多くはない見込みのため、外部委託は行わず、市の直営で行う予定である。

本案件については、経済的に困窮している生徒に対し、市がサポートを行うという非常に良い制度で、今説明を受けた限りでは、目的外利用に問題はないと考える。ただ、国が言うには、マイナンバーでマイナポータルを利用し、インターネットにアクセスするだけで自分達が受けられる権利が全て分かるようになるとしているが、この制度は、長期的な視点の中でマイナポータルに対応する予定はないのか。それが可能となれば、今回の制度も対象者が簡単に確認できるようになると考えるが。

現時点では個人番号を利用した仕組みというのは検討していない。対象者となる方が全てがマイナポータルを利用でき得る状況になるかということ、必ずしもそうとは限らないと考える。

行政機関が電子でも紙でも両方できるよう手段を残してしまうから、いつまで経ってもマイナンバーによる電子的な手続きが浸透しない。二重の手段で運用すると、市役所のコストもその分だけかかってしまう。

手続きの電子化については、今は過渡期という問題もあるのかもしれない。

対象者の漏れがないようにという判断だと思うが、それにしてもスケジュール的にも1月になり、審議会の開催が遅いのか諮問が遅いのか、前もってこのような方々に対する情報の提供というのは行政が一番やらなければならないことではないのか。対象となる方は、自分はどうなるのかという不安があると思うので、紙でやるにしても電子化してやるにしても情報提供が遅すぎるのではないか。

正におっしゃるとおりで、平成30年度から始めた新しい事業であり、昨年度あるいは現時点まで事務を進めていく中で、これはこうした方が良からうということで今回諮問に至ったわけだが、諮問の時期としては、今となってはもう少し早くしておけばと、本当であれば対象者の申請のスタート時期にももちろん合わせて実施するべきであり、そこは反省すべき点と認識している。

今回の諮問により、再来年度の対象者からはもっと早く案内ができるということか。

次年度以降については、10月から申請のスタート時期に合わせて案内していきたいと考えている。

資料の3ページの部分で、市民税データ25,000件、学齢簿データ6,000件、生活保護データ14,000件をCSVで3つのファイルを出すようだが、職員が手で突合するのか。

データの突合については、Excelを利用する予定である。

突合を行う責任部署は学務課か。

本課である。

資料3ページ目の3つのデータだが、利用する個人情報の項目を見ると、学齢簿データの中には性別はないが、残りの二つにはある。これは、性別は集めないということによいか。

性別については、必要としていない情報になるので、データの中に記載はあるが収集はしない。

資料4ページ目の5のところの説明があった管理体制の部分だが、庁内ネットワークでCSVデータの受渡しをして、パソコン内で処理を行うだけでプリントアウトはしないのか。

最終的に対象者として抽出するデータについてはプリントアウトを予定しているが、受領するデータをプリントアウトする予定はない。

そうするとデータとプリントアウトしたものと2種類の文書が存在することになるが、この2つについての保存期間は何年になるか。

我々の事務からすると5年になる。

5年ということは、会計関係の文書で一般的なものということか。

事業に関する決定を行う文書として5年と認識している。

5年経つと、2つの文書を両方確実に処分すると。

ファイルで起案文書と合わせて管理することになるので、紙文書、電子データ共

に保存期間経過後に廃棄することになる。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

諮問を適当なものとするかどうかが審議いただきたい。

問題ない。

審議の結果、「給付型奨学金事業」に伴う保有個人情報の目的外利用について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

ア 「支出事務(簡易水道事業会計)」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である津久井土木事務所から説明の後、質疑応答が行われた。

資料の別紙の図だが、図に示されている企業会計システムというものは、市役所内のシステムか。

市役所内のシステムである。市役所内には現在2つの会計システムがあり、財務会計システムが主であるが、平成25年度から下水道事業会計に地方公営企業法が適用され、複式簿記を使う会計方式に変わったことから、その会計方式に対応した企業会計システムを導入している。簡易水道事業会計についても、下水道事業会計と共同利用という形で企業会計システムを使用する予定である。

企業会計システムの管理部署はどこになるか。

下水道経営課である。

前回審議した案件で、銀行に個人情報を提供する場合、市役所から銀行へはL G W A N回線では直接送信することができないため、委託先であるエヌ・ティ・ティ・データのシステムを経由して個人情報を提供するという案件があったが、その時私は、直接市役所からS S L等で銀行に送信した方が、経費的にも抑えられるし、仲介業者を挟むと責任分岐点が不明確になってしまうと意見した。今説明を受けたこの案件では、エヌ・ティ・ティ・データのシステムを経由せずに、直接保有個人情報を市役所からS S Lで銀行に送信できるとのことだが、前回の案件とはどう違うのか。

事務局から前回の諮問機関である会計課に確認したところ、銀行側から提案があり、エヌ・ティ・ティ・データを仲介し、L G W A N回線にて保有個人情報を送信した方がセキュリティ上安全であるとのこと、仲介業者を経由する前回の事案の提供方法を採用したとのことであった。

コストが増えるし、責任分岐点も不明確になるため、今回の案件のような提供方法が望ましいように思う。かけなくてもいいところにお金をかけ過ぎたりと、市役所としてのポリシーが定まっていないうように感じてしまう。

推測の域を出ないが、市役所のシステム上の問題もあるのかもしれない。

現行の財務会計システムから変更するということで安全性等の面で少々不安がある。複式簿記を使用することになるとのことだが、新たなシステムの方では、整合性が図れなかった場合などに、銀行とのやり取りだけでクリアできるということになると、そこにいわゆる監督・監査が入りにくいのではないかとと思われるが、そのあたりの心配はないか。

現在の財務会計システムの支払い方法は主にフロッピーディスクでの振替依頼等で、今後はL G W A Nを通じての送受信を行うという話を会計課からは聞いている。

企業会計システムを使うことについては、システムの違いが大きな点だが、やはりシステムによりその場で作成されたデータをそのまま利用できるということが大きな利点であり、今回の提供方法となっている。

銀行とのやり取りだけということになるとやはり監視が単独になるように感じる。今の財務会計システムであれば、様々な観点から指摘等を行うことができる仕組みになっていると思うが、それは今回の導入する方式ではシステム上できないということか。

企業会計システム単体としては、3～5年に一度システムが正常に使用されているか否か情報政策課による監査を受けている。システムという大きな枠になってしまうが、監査等は受けているということができる。

メリットがあると理解してよいか。

メリットが大きいということで、今回はビジネスサポートダイレクトというインターネットバンキングの利用を考えている。

用語について確認したい。個人の種類の部分に、「債権者」とあるが、これは何の債権か。

例えば、簡易水道事業だと、水道管の建設の際の工事請負業者に対する建設費の支払い等、法人、個人は問わず、このような費用の支払先として「債権者」と表現している。

水道料金は関係ないのか。

水道料金は徴収するものなので今回の案件には関係がない。市役所から法人、個人に支払いをする際に本システムを使用することを想定している。

場合によっては、一度払い込んだものが多過ぎた等で市に還付されるということも実務的には考えられるかと思うが、そのような場合も「債権者」という表現でいいのか。気になっているのは、別紙の図の企業会計システムの中では、「債権債務者情報マスタ」となっているので、債権・債務者両方あり得ると思うが。

還付の場合は、このビジネスサポートダイレクトは利用しない。

市に対して債権を持っている人のみが本案件の対象となるということによいか。

そのとおりである。

資料1ページ目の1の2段落目の最初の行の説明では、公金出納事務、つまり出し入れすることとなっているが、本案件について市が払う場合のみの想定ということによいか。

そのとおりである。

「債権者マスタ」と「債権債務者情報マスタ」は違うものか。

同じものである。

資料2ページ目の3の では「債権者マスタ」となっていて、別紙の方だと「債権債務者情報マスタ」となっている。この二つが同じものということか。

同じものである。法人、個人の口座情報を事前にシステムに登録し、支払の際は主に「債

債権者」として使用している。表現が統一されていないが、情報の集まりの名称としては「債権債務者情報マスタ」で、本案件における対象者としては「債権者」となる。

正式名称はどちらか。おそらくマスタに名前がついていると思うが。データがたくさん入っている集まりの中から、「債権者」のデータのみを今回は使用する案件という理解でよい。もし今確認できないようであれば、後で確認の上報告していただきたい。危惧しているのは、別紙だと「債権債務者情報マスタ」という債権者・債務者両方のデータが入っているものが記載されているが、諮問資料の中だと「債権者マスタ」となっており、別なものに見えてしまうということと、それが示す対象者の範囲が同じなのか否かによって、オンライン結合されるデータの範囲が変わってくるはずなので、そこを厳密に確認していただきたい。「債権者」だけなのか「債務者」も結合されるのかで、人数が大きく変わってしまう。

事務局で確認し、各委員に報告させていただきたい。

本案件は「債権者マスタ」ではないかと思われるが、企業会計システムの中には本案件以外の情報も含まれているのか。例えば下水道の場合は異なるマスタが存在しているなど。

「債権債務者情報マスタ」については、財務会計システムと情報を同期しているため、同じ情報を保有している。

「債権者債務者情報マスタ」の中の債権者情報だけを結合するということが可能なのか。すべての情報が結合されてしまうような気がするが。

大枠のマスタの中から、例えば今日支払う対象者の情報を抽出するような形であるため、100ある中から、ある時は10件、ある時は90件を抽出し、提供するという運用となっている。

取り出した部分のみを結合するということか。

そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

諮問を適当なものと認めるかどうかご審議いただきたい。

答申案のとおりで問題はないが、先程の「債権債務者情報マスタ」の件が確認できた上で確定にしたほうがよいと思う。どの情報が結合されるのかということを確認すべきである。

改めて事務局で実施機関に確認し、各委員に報告させていただきたい。

答申には記載しないが、確認が済んだうえで確定としたい。本日の実施機関の説明によれば、「債権者」情報のみの結合ということである。

審議の結果、「支出事務（簡易水道事業会計）」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

審議会終了後、事務局において改めて実施機関に確認を行い、「債権債務者情報マスタ」の正式名称は「債権債務者マスタ」であること、及びその「債権債務者マスタ」から「債権者」情報を抽出し、その情報のみがオンライン結合による提供の対象となることを確認したことから、会長及び出席委員にその旨を報告し、答申を確定とした。

イ 「介護保険料賦課事務」及び「介護保険料収納事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である介護保険課から説明の後、質疑応答が行われた。

1 ページ目に「収納代行業者」という言葉が使われているが、別紙1のシステムの構成を表す図において、「収納代行業者」はどれに該当するのか。

別紙1の電子納付システムの概要の中で、「共同利用センター」が「収納代行業者」に該当する。

「共同利用センター」とは、どこが運営しているものなのか。

本市の会計課と契約を締結しているエヌ・ティ・ティ・データが運営している。

「共同利用センター」はマルチペイメントネットワークの一部だと考えているが、共同利用とは自治体のみならず、チケット販売だとか民間の企業も含めて共同で利用していて、エヌ・ティ・ティ・データが代行し、電子的に集金しているセンターということではよしいか。

そのとおりである。

マルチペイメントネットワークは、世の中の流れに沿うものであり、住民サービス上非常に便利なもので実績もあるので、これを利用することは市民にとっては良い方向ではないかと思う。

次に、資料の最初に「オンライン結合による保有個人情報の提供」と書いてあるが、この「システムの概要(別紙1)」の中でいえば、市役所からどこに保有個人情報が提供されるのか。

共同利用センターである。今回の保有個人情報は、別紙1の図の の「調定情報」であり、納付番号及び税額などを含んだデータとなる。

資料はわかりやすく、文言の統一を図ってほしい。

最後の質問だが、別紙2の最後に「セキュリティ体系」とあるが、セキュリティポリシーの関係性等を含めたのだと思うが、実施機関としてはどのような意図でこの図を用いたのか。

各機関がそれぞれのセキュリティポリシーを遵守しているという意である。

この図にある「運営機構」とは何を指しているのか。

「運営機構」については別紙2の1ページ目で示しており、「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」のことを指している。

このような図を作る際にもう一つ重要なのが、金融機関と収納代行業者のセキュリティポリシーが大きく異なる場合が多いため、同じように表示してしまわないよう注意することが必要である。

用語の確認をさせてほしい。今回諮問事項として示されている中で、個人の類型が「納付義務者」となっているが、先程の実施機関の説明だと「普通徴収の対象となる納付義務者」になると思うが、限定は加えなくてよいのか。

次に、事務の名称だが、「介護保険料賦課事務」と「介護保険料収納事務」と、事務が二つに分かれていることの意味合いは何か。

個人の類型については、普通徴収での納付書で納付している方のみが対象である。また、事務が二つに分かれているのは、介護保険課では賦課と収納の両方を扱うためである。

実際にオンライン結合されるのは限定された対象者のみで間違いはないか。

そのとおりである。

納付書が私に届いたとして、銀行で払うか電子納付で払うか分からないと思うが、私の情報としては、納付方法を問わず、調定情報として共同利用センターに提供されるのか。

納付書を対象者に送付する時点で、対象者に関する調定情報が同時に作成され、共同利用センターに提供している。

過剰な情報が提供されているということか。

支払う支払わないに限らず調定情報が提供されているという意味では、過剰な情報といえる。

過剰な情報の取扱いについては、保管期間やデータの消去など契約などで適切に定められているのか。

個人情報の取扱いについては、契約でルールを定め、遵守するようお願いしている。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

諮問を適当なものと認めるかどうかご審議いただきたい。

資料の内容で用語の統一が取られていないため、実施機関としてしっかり諮問内容を理解したうえで、資料の作成や説明をする必要があると強く申し上げたい。

具体的にはどの部分か。

「収納代行業者」といってみたり「収納機関」といってみたり、また「共同利用センター」等様々なキーワードが出てきている。諮問事項そのものについて問題はない。

審議の結果、「介護保険料賦課事務」及び「介護保険料収納事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

4 その他

次回の審議会日程について、後日調整することとなった。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿
 (令和2年1月7日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川 和宏	東洋大学法学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	落合 洋一	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	欠席	
6	齊藤 愛	千葉大学大学院社会科学研究院教授	欠席	
7	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	清水 善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	欠席	
9	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学情報アーキテクチャ専攻教授	出席	
10	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
11	長瀬 久	公募委員	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	欠席	
14	松浦 薫	弁護士	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和3年6月30日まで